

令和6年能登半島地震により、技能実習が継続できなくなった場合に利用できる制度のご案内 (雇用調整助成金及び雇用保険)

令和6年能登半島地震の影響により、実習実施者が事業活動を縮小したときや休止・廃止した際に利用できる制度があります。

これらは技能実習生も対象労働者になり得ますので、制度の活用をご検討いただき、技能実習生の雇用の維持に最大限努めてください。

雇用調整助成金の特例措置

令和6年能登半島地震の災害に伴う雇用調整助成金の特例措置については、**技能実習生も休業対象労働者となります。**

ただし、技能実習生が支給対象期間中に帰国や転籍をした場合は、当該期間は支給されません。また、技能実習生が資格外活動で就労している場合は支給されないことがあります。

→ 雇用調整助成金の特例措置の内容については、労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業を行い、労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当の一部を助成するものです。

雇用保険給付の特例措置

令和6年能登半島地震に伴う災害により、事業を休止・廃止したために、休業して賃金（休業手当を含みます。）を受けることができない方は、実際に離職していなくても、失業給付を受給できる雇用保険の基本手当の特例措置については、**技能実習生も対象労働者となります。**

ただし、受給の要件（雇用保険の被保険者期間が6か月以上など）を満たす必要があり、技能実習生が資格外活動で就労している場合は受給できないことがあります。また、この特例措置を受けた場合、離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。

→ 雇用保険の特例措置の詳細については、最寄りのハローワークにご相談ください。

※雇用保険の特例措置については、以下のリンク先リーフレットもご参照ください

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000107715_00007.html

雇用保険の基本手当とは、雇用保険の被保険者の方が、定年、倒産、契約期間の満了等により離職し、失業中の生活を心配しないで、新しい仕事を探し、1日も早く再就職していただくために支給されるものです。

